令和８年度山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金給付事業実施要綱

（目的）

第１条 近年の急激な物価高騰は、子育て世帯の家計に大きな影響を及ぼしている。子育て世帯においては、子どもの食費や被服費など生活に不可欠な支出が多く、削減も難しく、負担感が一層増大している。

本要綱は、子育て世帯に対し支援金を給付することにより、急激な物価高騰の影響を緩和し、県民の生命と健康を守り、安定した生活の確保に資するため、山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金給付事業（以下、「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条 本事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれかの者とする。

（１）令和８年９月分の児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）による児童手当（以下「令和８年９月分児童手当」という。）を山梨県内の市町村から受給した者

（２）令和８年９月分児童手当を所属庁から受給しており、令和８年８月末日において、山梨県内の市町村に住民登録があり、山梨県内に所属庁が所在する地方公務員（山梨県庁職員、県内市町村職員、県内一部事務組合職員等）である者

（３）令和８年９月分児童手当を所属庁から受給しており、令和８年８月末日において、山梨県内の市町村に住民登録がある国家公務員（山梨県警察本部及び山梨県内の警察署から児童手当を受給している者を除く。）、及び山梨県内の市町村に住民登録があり、山梨県外に所属庁が所在する地方公務員（山梨県以外の都道府県職員、県外市町村職員、県外一部事務組合職員等）である者

２　前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者を対象とする。ただし、既に前項に規定する者に支給が決定されている場合には、この限りではない。

①（受給者等死亡の場合） 令和８年９月分児童手当支給後、山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金（以下「本支援金」という。）支給決定前までの間に前項に規定する受給者が死亡した場合（この項の規定により本支援金を支給される者が、本支援金の支給決定前に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者にかかる支給要件児童（法第４条第１項第１号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
②（施設入所等児童であることが事後に判明した場合） 令和８年９月分児童手当支給後、本支援金支給決定前までの間に、受給者	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等（本支援金の対象児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親をい

に係る児童が施設入所等児童（法第４条第１項第４号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを県が把握した場合	う。）、又は、左に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院している障害児入所施設等の設置者
③（家庭内暴力事案の場合） 令和８年９月分児童手当支給後、本支援金決定前までの間に、受給者からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別にしている当該受給者の配偶者（現に本支援金の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）であることを県が把握した場合	左欄に掲げる当該受給者の配偶者
④（離婚の場合） 令和８年９月分児童手当支給後、本支援金決定前までの間に、離婚を理由として児童手当の受給者を変更したことを県が把握した場合	左欄に掲げる当該変更後の児童手当の受給者
⑤（養子縁組その他の場合） 令和８年９月分児童手当支給後、本支援金決定前までの間に、養子縁組その他の理由により児童手当の受給者を変更したことを県が把握した場合	左欄に掲げる当該変更後の児童手当の受給者

（事業内容）

第３条 本事業は、前条に規定する対象者に対し、１０，０００円に令和８年９月分児童手当の支給対象となる子の人数を乗じた額の支援金を給付する。

（実施主体）

第４条 本事業の実施主体は県とする。ただし、県は業務の一部を県が適正と認めた者に委託することができるものとする。

（申請等）

第５条 第２条に規定する対象者の申請等については、次の各号に掲げる対象者の区分に応じて当該各号に定める方法によるものとする。

（１）第２条第１項第１号に規定する対象者　申請不要。県が令和８年９月分児童手当を支給した市町村から対象者の氏名、生年月日、住所、支援金の支給対象となる子の人数及び振込先口座（児童手当支給口座）情報の提供を受けるものとする。なお、支援金の給付を必要としない場合は、別に定める期間内に県に申し出

なければならない。

（２）第２条第１項第２号に規定する対象者　申請不要。県が令和８年９月分児童手当を支給した所属庁から対象者の氏名、生年月日、住所、支援金の支給対象となる子の人数及び振込先口座（児童手当支給口座）情報の提供を受けるものとする。なお、支援金の給付を必要としない場合は、別に定める期間内に県に申し出なければならない。

（３）第２条第１項第３号に規定する対象者　本事業の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要な書類を添えて、別に定める期間内に県に提出しなければならない。なお、申請に関する費用は、原則として申請者の負担とする。

（４）第２条第２項に規定する対象者　申請不要。県が令和８年９月分児童手当を支給した市町村から変更後の対象者の氏名、生年月日、住所、支援金の支給対象となる子の人数及び振込先口座（児童手当支給口座）情報の提供を受けるものとする。なお、支援金の給付を必要としない場合は、別に定める期間内に県に申し出なければならない。

（支援金の給付）

第６条 県は、前条第１項第１号及び第２号の規定により市町村又は所属庁から提出された情報に基づき、振込先口座へ支援金の給付を行う。

２　県は、前条第１項第３号の規定により提出された申請書の内容を審査し、適正と認めた場合は、当該申請者に対して、申請者の指定する口座への振り込みにより、支援金の給付を行う。

（不正利得の返還）

第７条 県は、偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けた者に対して、支援金の返還を命じることができるものとする。

２ 前項の返還に要する費用は、原則として申請者の負担とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第８条県は、本事業に関して取得した個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の目的の範囲内でのみ利用するものとする。

（支払い不能時の取扱い）

第９条 本支援金の振込手続を行った結果、口座解約その他の事由により支払いができなかった者については、県は別途通知を行う。通知の日から令和９年２月２６日までに振込先の届出がない場合は、受給を辞退したものとみなす

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１０月３０日から施行する。